



|              |                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| Title        | コミュニティ学習センターにおける公共性の展開に関する研究： バングラデシュ、タイ及び日本の地域事例の検証                        |
| Author(s)    | 大安, 喜一                                                                      |
| Citation     | 大阪大学, 2014, 博士論文                                                            |
| Version Type | VoR                                                                         |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/33986">https://doi.org/10.18910/33986</a> |
| rights       |                                                                             |
| Note         |                                                                             |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

〔 題 名 〕 コミュニティ学習センターにおける公共性の展開に関する研究  
ー バングラデシュ、タイ及び日本の地域事例の検証 ー

学位申請者 大安 喜一

### 要旨

本研究は学校外教育施設としてアジアを中心に展開するコミュニティ学習センター（Community Learning Centre、以下CLC）及び日本の公民館について、住民参加の主体性、外部機関との関係性を分析し、CLCの存在意義があるかを明らかにすることを目的とする。学校外教育の中心であるノンフォーマル教育（Non-formal Education、以下NFE）は、90年代からの国際目標「万人のための教育」（Education for All、以下EFA）や生涯学習推進にとって必要であると認識されているものの、教育開発における重点領域は学校を中心とした初等教育の完全普及である。日本では基礎教育を終えた大人に行政による教育は不要とする「社会教育の終焉」が公民館のコミュニティセンター化などで現実に起こっている。こうした逆風に対し、NFEや社会教育はどのように応えていけるのか、本研究における問題意識である。

第1章では、本研究の対象であるCLCと公民館が、どのような背景から展開してきたかを概観した。CLCは、従来、様々な形で運営されていたコミュニティの学習施設の経験を基に、1990年代後半にユネスコの地域協力事業を通して教育、訓練、地域振興施設として概念化された。日本では、公民館は1940年代後半に法制化され、戦後復興において特に農村の地域振興に大きな役割を果たした。しかし、近年では高齢者の趣味教養の場へと変容しているとの批判の中、教育委員会から首長部局移管による一般行政化が進んでいる。両者の共通点は、コミュニティの住民が主体となり活動や運営に参加することである。

第2章では、CLC運営の前提とされる住民参加に関する理念、手法、実践に関する先行研究を基に、その概念を整理し、特に開発における参加の重要性を検証した。参加には様々な段階があり、先行研究においては、強制、操作された参加から、自主的な参加、外部との協働関係の構築を経て、最終的には住民自治に至る力を獲得する過程であるとされてきた。開発における住民参加の必要性には、主に人的資源の投入という見方と、抑圧された構造原因への住民自らの取り組みという見方がある。後者の観点から、従来の専門家主導によるトップダウンによる開発ではなく「下位の人を上位に置く」ボトムアップによる多様な「参加型開発」の手法が生み出されている。

第3章では、CLCや公民館が展開する枠組みとなるNFE及び社会教育に関する定義と理論・実践に関する先行研究の議論を整理した上で、住民参加についての検証を行った。NFEは一般に組織化された学校外教育とされ、制度や領域での分類と共に、学習過程によっても分類される。NFEは60年代より硬直的な学校教育に対する批判に応える形で学習者主体の柔軟なアプローチとして期待されたが、その有効性が必ずしも実証されず、EFAにおいては、初等教育への回帰が鮮明である。社会教育は、戦前の国民教化に利用されたとの反省から、戦後は人々の自発的、自主的な学習活動が重視されてきたが、近年、行政による社会教育の必要性を疑問視する議論がある。CLCは住民参加が前提とされ、運営委員会による住民の自主的な運営を強調する一方、先行研究では、行政やNGOが主導し、住民参加は形式的な場合もあることが指摘されている。公民館では、制度的にも実践としても住民参加が重視され、個人の学習と地域課題の解決に向けた共同学習が行われる一方、近年は参加が時間・経済的に余裕のある高齢者に偏っているとの批判もある。

第4章から第6章は、住民参加主体により運営されるCLCや公民館が実際どのように機能しているのかという問題意識に基づき、バングラデシュ、タイ及び日本の異なった文脈の国における質的調査を基にした事例研究である。第4章のバングラデシュは、識字率が低く、初等教育の充実が政府及び援助機関の最優先課題である。NFE制度が整備されていないため、CLCは期間・予算限定のプロジェクトにより設置、運営されている。ナシンディ県においてNGOが展開するCLCの事例研究では、住民参加と外部機関との協働を検証した上で、プロジェクト終了後にCLCが自立できる要因は何かを考察した。住民は必ずしも社会・経済的な便益を受けるためだけでなく精神的な充足を求めて参加しており、CLCが外部機関による支援の受け皿だけでなく、積極的に関係を築く機能があることも明らかとなった。最初はNGO主導で運営されたCLCが、住民の主体的な参加と外部との協働関係を構築できるかどうか、持続のための大きな要因であった。

第5章では、EFAの目標をほぼ達成し、近年、関係法の成立によりCLCが行政組織化されたタイについて、施設や職員の配置といった行政の役割が強化されたことに伴う、住民参加との関係に着目した。事例として取り上げたウボン県のCLCでは、行政主導により学校教育と同等に資格を得られるイクイバレンシー（equivalency）による住民の教育レベルの底上げと覚書を通じた他セクターの行政事務所、NGOや企業との協働による生活の質向上活動が中心である。一方、住民主体による伝統行事、宗教行事や有機農業といった地元の知恵を活用した地域振興活動も行われている。CLCにおける行政の役割が増し住民の行政依存が高まる中、住民が自発的な学習活動を通して持続可能な地域づくりの場としてCLCが活用できるか、今後の課題であった。

第6章で取り上げた岡山市では、公民館への正規職員の配置といった先駆的な取り組みのある一方で、近年、教育委員会から首長部局への公民館の移管計画が進められている。公民館が社会教育施設として存続できるのか、それとも「終焉」されるべきかとの問題意識の中で、その現代的役割を考察した。公民館へのアクセスは、高齢者は物理的な距離が、若者や仕事世代は時間と電子媒体による情報入手が参加を左右し、世代により参加の要因が異なっている。また、運営委員には、町内会長などの充て職がなるために、活動参加者が必ずしも運営への参加に積極的ではない。公民館は地元機関との協働関係を築いてきたが、縦割り行政の中、福祉関係機関、NPOや企業との連携は十分とは言えない。公民館の現代的役割として、住民参加と他機関と協働により、子育て、高齢者、貧困といった目の前の生活・地域課題に取り組むことが期待され、その触媒としての職員の役割が大切である。

第7章では、先行研究の検証と現地調査の分析結果をもとに全体考察を行った。まず第1節では住民参加の要因と参加の連続性について考察した。CLCにおける住民参加には、その前提となる政策や制度の整備をとおした物理的なアクセスと共に、情報や社会的・経済的な面、さらに参加を促す外からの働きかけが必要である。またCLCにおいては、市民参加や参加型開発で議論されるような、住民全体が自治に向けた連続的な形で参加するわけではなく、活動への参加と運営への参加の二層構造になっている。これは、市民運動で同じ志を持つ集団を形成し、開発プロジェクトにおいて特定ターゲットの人々が集まるのに対し、地域住民全体を対象とするCLCの場合、住民全てが運営への参加に意欲的とは言えないからである。

第2節では、CLCにおけるコミュニティ内外との関係性を考察した。コミュニティ内の住民とCLCの関係においては、専門知識を持つ行政やNGOが実務を主導しているが、住民が計画・実施・評価の過程に参加することより人々の意見を反映した形で運営の質が高まる。また、CLCが外部組織と連携し協働することで、資金、人材、情報の量と質が高まり、それによって活動内容が時代の変化に対応でき、組織及び活動の持続性につながっている。

第3節では、CLCにおける公共性の展開を考察した。一般に学校教育の公共性が認識される一方、NFEの場合、個人の趣味・教養や収入向上活動を含むため公共性と私事性の線引きが難しい。しかし、複雑・多様化する現代社会においては、公共性を行政による住民の権利保護といった公的（official）な面だけでなく、住民に共通する地域課題の学習といった共同性（common）や、住民の交流など誰に対しても開かれる開放性（open）にも広げて捉える必要がある。従来、識字教育といった公的な活動が中心であったCLCは開放性に向けて、逆に趣味・教養など開放的な活動が中心であった公民館は、不登校、独居者、貧困といった目の前の課題に対処する公的な面に活動を展開していくべきである。多様に展開する公共性に行政だけで対応するには限界があり、住民やNGO・NPOとの協働で作り上げていく公共に転換する必要がある。こうした公共性の実現には、施設や制度の整備といった仕組みだけでなく、利害関係を調整する「人」の介在が不可欠である。従来の参加型開発は、外部専門家の役割を中心に議論されてきたが、地元専門家やCLC職員の役割が大きいという点に関して認識を改める必要がある。特にCLC職員には、個人の生活課題と地域課題を結びつけ、異なった側面を持つ公共性を調整するため、学習者や地域住民と共に考え行動するファシリテーションの役割が求められる。

CLCの存在意義が認識されるためには、逆説的ではあるが、「脱NFE」や「脱CLC」の視点が必要である。すなわち、従来の縦割りのNFEやCLCといった制度やシステムを作り守るのではなく、家庭や学校を始め、地域の様々な組織や施設との協働により生活課題や地域課題に取り組む学習ネットワーク構築を検討する必要がある。NFE関係者が、従来からの生涯学習の権利といった総花的な議論を続け、制度の確立や延命を図るのではなく、地域や時代によって変化する公共性の展開と方向性、その中で教育の在り方について議論を主導していくことが求められている。

本論文の意義は、これまでのCLCに関する調査報告における、NFEという制度やシステムの必要性を前提とした議論に基づき、学習者や住民の視点を含めCLCの役割を分析し、その公共性の展開と存在意義について考察を行い、今後の方向性を提起したことである。公民館を含めたCLCに関するグローバルな比較研究は、日本、そしてアジア諸国において端緒についたばかりである。本論文で取り上げた事例研究と全体の考察により、CLCの公共性に関する国際的な研究における新たな視座を提示することができた。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

| ( 大安 喜一 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | (職) | 氏   | 名     |
| 論文審査担当者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 主 査 | 教 授 | 中村 安秀 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 副 査 | 教 授 | 河森 正人 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 副 査 | 教 授 | 澤村 信英 |
| 論文審査の結果の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |     |       |
| <p>本研究は学校外教育施設としてアジアを中心に展開するコミュニティ学習センター（Community Learning Centre : CLC）及び日本の公民館について、住民参加の主体性、外部機関との関係性を分析し、CLCの存在意義があるかを明らかにすることを目的とする。学校外教育の中心であるノンフォーマル教育（Non-formal Education : NFE）は、90年代からの国際目標「万人のための教育（Education for All）」や生涯学習推進にとって必要であると認識されているものの、教育開発における重点領域は学校を中心とした初等教育の完全普及である。日本では基礎教育を終えた大人に行政による教育は不要であるという社会教育の終焉論が公民館のコミュニティセンター化などで現実に起こっている。こうした逆風に対し、NFEや社会教育はどのように応えていけるのかというのが、本研究における問題意識である。</p> <p>第1章では、ユネスコの地域協力事業などCLCと公民館が展開してきた背景を探り、第2章では、CLC運営の前提とされる住民参加に関する理念・手法・実践に関する先行研究を基にその概念を整理し、第3章では、NFE及び社会教育に関する定義と理論・実践に関する検証を行った。第4章から第6章は、住民参加主体により運営されるCLCや公民館が実際どのように機能しているのかという問題意識に基づき、バングラデシュ、タイ及び日本の異なった文脈の国において、多数の関係者に対するインタビュー調査を精力的に実施し、質的調査を基にした事例研究分析を行った。第7章では、先行研究の検証と現地調査の分析結果をもとに全体考察を行った。</p> <p>第8章では、CLCにおいて、市民参加や参加型開発で従来議論されてきたような住民全体が自治に向けた連続的な形で参加するわけではなく、活動への参加と運営への参加の二層構造になっていることを明らかにした。コミュニティ内の住民とCLCの関係においては、専門知識を持つ行政やNGOが実務を主導しているが、住民が計画・実施・評価の過程に参加することより人々の意見を反映した形で運営の質が高まることを考察した。</p> <p>CLCの存在意義が認識されるためには、逆説的ではあるが、脱NFEや脱CLCの視点が必要である。すなわち、従来の縦割りのNFEやCLCといった制度やシステムを作り守るのではなく、家庭や学校を始め、地域の様々な組織や施設との協働により生活課題や地域課題に取り組む学習ネットワーク構築の必要性を論じた。</p> <p>本論文の意義は、これまでのCLCに関する調査報告における、NFEという制度やシステムの必要性を前提とした議論に基づき、学習者や住民の視点を含めCLCの役割を分析し、その公共性の展開と存在意義について考察を行い、今後の方向性を提起したことにある。公民館を含めたCLCに関するグローバルな比較研究は、日本、そしてアジア諸国において端緒についたばかりである。本論文で取り上げた事例研究と全体の考察により、CLCの公共性に関する国際的な研究における新たな視座を提示することができた。</p> |     |     |       |